

新商品開発チャレンジ事業者補助金 申請の手引

申請受付期間 ①令和3年10月20日(水)～11月5日(金)

②令和3年11月15日(月)～11月30日(火)

問合せ先 尾張旭市役所産業課商工振興係(0561-76-8132)

目次

第Ⅰ部 補助金の概要

- 1 補助対象者 1
- 2 補助対象事業 1～2
- 3 補助対象経費 3
- 4 補助金額 4

第Ⅱ部 申請の手続き

申請手続きの流れ 5～7

第Ⅲ部 Q&A

よくある質問 8～10

第 I 部 補助金の概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により市内事業者が経済活動の縮小を余儀なくされてきた中で、アフターコロナの経済活動再開に向けて新商品開発に取り組む市内事業者を支援することを目的に、取組にかかる経費を補助します。

1 補助対象者

次に掲げる条件を全て満たすかた

- (1) 市内に事業所を有し、当該事業所で事業を行っているかた
- (2) 市税を滞納していないかた

2 補助対象事業

新商品の開発のために行う事業（新商品の周知のために行う事業を含む）

※既存の商品を改良して新商品を開発する事業も対象となります。

※商品の周知のみを行う事業は対象外です。

※新サービスの開発は対象外です。

※他の補助金の交付を受けている事業は対象外です。

【補助対象となる事業の例】

【一般枠】 ラーメン店が新メニューの激辛台湾ラーメンを開発し、販売する。	○
【一般枠】 喫茶店が人気メニューの卵サンドを改良し、ピリ辛ボリューム卵サンドを製作し、販売する。	○
【一般枠】 洋菓子店が尾張旭市の特産品のいちじくを使用したクッキーを開発し、販売する。	○

【一般枠】 陶磁器製造業者が、商品のパッケージを一新し、販売する。	○
【新分野チャレンジ枠】 材木店が商品の端材を利用してあさびーのデザインをしたコースターを作成し、インターネット通販で販売する。	○
【新分野チャレンジ枠】 エステサロンがオリジナルのアクセサリーを作成し、販売する。	○
【新分野チャレンジ枠】 鉄工所が自社製品のネジを使用した知育玩具を開発し、販売する。	○

【補助対象とならない事業の例】

美容院がオリジナルグッズを他業者に作ってもらい、それを仕入れて、販売する。	×
中華料理店がもともとある単品の餃子と単品のラーメンをセットにし、ラーメンセットとして新たに販売する。	×
珠算塾が、現在の教室を利用して新たに英会話教室を始める。	×

3 補助対象経費

次の条件を全て満たす下記の表に該当する経費

- (1) 使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものであること。
- (2) 交付申請後～令和4年3月18日の間に支払いが完了していること。
- (3) 領収書等の書類により、支払日・支払金額が確認できること。

※消費税相当分は補助対象外となります。

※開発後に実際に販売する商品に関する経費全般は対象外となります。

補助対象経費（税抜き）		経費例
謝礼	外部の専門家から新商品開発について指導を受けた際の謝礼金	コンサルタント料
消耗品費	新商品開発に必要な消耗品の購入費	文具購入費、料理用消耗品購入費
印刷製本費	新商品開発に関する印刷製本費	パッケージ用ラベル印刷費、ポップ印刷費
郵便料	新商品開発に関する郵便料や配送料	切手代、配送料
委託料	(1) 新商品開発に必要な調査研究の委託費 (2) 新商品のパッケージや広告物の委託費	市場調査委託費 デザイン料
手数料	各種許認可取得や検査に要する費用	営業許可申請手数料、食品表示栄養成分分析料
材料費	新商品開発に使用する原材料費	食材費、製品素材費
賃借料	新商品開発に使用する機器の賃借料	機械レンタル料、機械リース料
機器購入費	新商品の生産に直接必要となり、現在保有していない機器の購入費	調理器具購入費、製造機械購入費

4 補助金額

補助金申請に当たって2種類の枠があります

【一般枠】

現在の事業内容と同じ分野で、新商品の開発を行う場合

【新分野チャレンジ枠】

現在の事業内容と異なる新分野で、新商品の開発を行う場合

それぞれの枠の補助金額は下表のとおりです。

開発した新商品を尾張旭まちづくり応援寄附金返礼品に登録する場合は、補助限度額に10万円を加算します（返礼品登録加算）。

区分	補助率	補助限度額	返礼品登録加算
一般枠	100%	10万円	+10万円
新分野チャレンジ枠	100%	40万円	

第Ⅱ部 申請の手続き

・申請手続きの流れ

本補助金の申請の手続きは、次のような流れとなります。

書類作成時には記載例も参考にしてください。

①相談・交付申請



②審査・交付決定



下記の書類を産業課に提出

1. 交付申請書
2. 事業計画書
3. 見積書等の補助対象経費の金額の根拠となる書類
4. 返礼品の登録に係る誓約書（返礼品登録加算時のみ）

※補助金の対象となるかが不明な場合は、下記の間合せ先まで事前にご相談ください。

募集期間

令和3年10月20日（水）～11月5日（金）

令和3年11月15日（月）～11月30日（火）

※予算の範囲内での交付になりますので、期間内でも受付を終了することがあります。

提出先（間合せ先）

〒488-8666

尾張旭市東大道町原田2600番地1

尾張旭市役所 産業課 商工振興係 宛

電話：0561-76-8132

Eメール：sangyo@city.owariasahi.lg.jp

提出方法

郵送または窓口へ直接お持ちください。

提出された書類を審査後、交付決定通知書を送付します。書類の内容によっては、追加で資料の提出が必要になる場合があります。

交付決定期間

令和3年11月8日（月）～11月12日（金）

令和3年12月1日（水）～12月7日（火）

③補助対象事業の実施



③'補助対象事業の変更



④実績報告書の提出



補助対象事業を完了後、
令和4年3月18日（金）までに実績報告書を提出できるように進めてください。

実績報告書を提出する際に必要になりますので、領収書等は必ず保管するようにしてください。

事業完了後に新商品を販売する際には、本補助金を活用して開発したことをPRして販売してください。

補助対象事業の内容に変更が生じた場合は、速やかに産業課商工振興係にご相談ください。

産業課商工振興係

電話：0561-76-8132

Eメール：sangyo@city.owariasahi.lg.jp

提出する書類

1. 実績報告書
2. 事業実績調書

※表面を商品の周知のため市ホームページで公開しますので、商品PRも意識してご記入ください。

3. 補助対象経費の支払が確認できる書類

※納品書・請求書は不可

4. 尾張旭まちづくり応援寄附金返礼品に登録されたことがわかる書類（返礼品登録加算適用時のみ）

提出期限

令和4年3月18日（金）

期限によらず事業完了後は速やかにご提出ください。

提出先（問合せ先）

〒488-8666

尾張旭市東大道町原田2600番地1

尾張旭市役所 産業課 商工振興係 宛

電話：0561-76-8132

Eメール：sangyo@city.owariasahi.lg.jp

提出方法

郵送または窓口へ直接お持ちください。

⑤審査・補助金額決定

提出された書類を審査後、補助金確定通知書を送付します。
書類の内容によっては、追加で資料の提出が必要になる場合があります。



⑥補助金交付

提出する書類
・補助金請求書

※補助金確定通知書を受領後 1 週間以内に、提出してください。提出された補助金請求書をもとに補助金を指定の口座にお振込みします。

提出先（問合せ先）

〒488-8666

尾張旭市東大道町原田2600番地1

尾張旭市役所 産業課 商工振興係 宛

電話：0561-76-8132

Eメール：sangyo@city.owariasahi.lg.jp

提出方法

郵送または窓口へ直接お持ちください。

第Ⅲ部 Q & A

・よくある質問

●対象事業者について

市内に店舗があれば、本店が市外でも対象になりますか？	市内の店舗で実施する事業については対象になります。
個人事業主で住所地は市内ですが、店舗は市外にある場合は対象になりますか？	対象になりません。
一般社団法人、NPO法人は対象になりますか？	本補助金の対象は、株式会社・有限会社・合資会社・合同会社・個人事業主ですので、対象になりません。

●対象事業・経費について

新たなサービスを開始した場合は、新商品開発に該当しますか？	本補助金においては新商品開発に該当しません。
これまで取り扱ったことのない商品を仕入れて販売する場合は対象になりますか？	仕入れた商品をそのまま販売する場合は対象になりません。
人件費は補助対象になりますか？	対象になりません。

●補助金額について

交付申請後、予定より経費が高んだため、交付申請額を増額することはできますか？	対象経費の増加により、申請額を増額することはできません。
交付申請後に、返礼品登録加算を適用し補助限度額を増額することは可能ですか？	産業課商工振興係にご相談ください。

●交付申請について

交付申請書はどこで入手できますか？	市ホームページからダウンロードしていただくか、市役所南庁舎2階産業課窓口にて配布しています。
申請書の書き方がわからない場合はどうすればよいですか？	産業課商工振興係にご相談ください。
普段からスーパーマーケットで購入しているなど見積書を出すことが難しい場合はどうすればよいですか？	材料の単価と想定される使用量から金額を算出するなどの方法があります。詳細は産業課商工振興係にお問合せください。
通常の仕入れの中から試作品を作る予定ですが、見積書等はどうすればよいですか？	

●実績報告について

実績報告書はいつ提出すればよいですか？	事業完了後、速やかに提出してください。 最終提出期限は令和4年3月18日（金）です。
実際にかかった経費が交付決定額を上回った場合はどうすればよいですか？	経費の増加を理由に交付決定額を変更することはできませんので、補助金交付額は交付決定額のままになります。実際にかかった経費の額で実績報告書を作成し、補助金額欄には交付決定額と同じ額を記載してください。
実際にかかった経費が交付決定額を下回った場合はどうすればよいですか？	実際にかかった経費の額で実績報告書を作成してください。補助金交付額は実績報告書に基づく金額になります。
実績報告書に添付する領収書の内訳に新商品開発とは関係のないものが混ざっていても大丈夫ですか？	できる限り、今回の新商品開発にかかった経費のみの領収書にしてください。やむを得ない場合は、今回の新商品開発にかかった経費部分にマーカーで色を付けるなど、判別ができるようして提出してください。
試作品の材料について、普段から大量購入している内の一部を使用し、試作分だけの領収書がない場合はどうすればよいですか？	材料の単価と使用量から金額を算出するなどの方法があります。産業課商工振興係にお問合せください。

●その他

市内に複数店舗を持っている場合は店舗毎に申請可能ですか？	店舗数にかかわらず、申請は1事業者につき1回限りです。
交付決定後に、補助対象事業を中止する場合はどうしたらよいですか？	補助事業変更（中止・廃止）申請書を提出してください。
事業が予定より早く完了した場合も変更の手続が必要ですか？	変更の手続は必要ありませんので、速やかに実績報告書を提出してください。
事業が計画通りに進まず、新商品が完成しなかった場合はどうなりますか？	新商品が完成しなかった理由等を記載して実績報告書を作成してください。補助金交付額は実績報告書に基づく金額になります。